

国民経済計算体系的整備部会（第 1 回）の結果概要

平成 29 年 3 月 21 日
国民経済計算体系的整備部会

審議項目ごとに、「統計改革の基本方針」の対応方針、現行基本計画に該当項目がある場合はその内容、これまでの統計委員会の意見、担当府省の取組状況の概要といった現状を情報共有した上で、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方について、事務局が用意したたたき台を基に議論し、方向性を整理。修正の文案は、部会長と事務局で検討。

1. 法人企業統計

（資料で示した「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」のたたき台）

- ⑤（＝設備投資のサンプル断層調整値を公表）については、2016 年度中に結論を得るとされているので、次期基本計画の記載はしない。

<基本的な考え方>

- ① 法人企業統計調査のオンライン調査システムと会計ソフトとの連携等により回答者負担を軽減し、調査票の回収率の向上と集計事務の迅速化を図る。（財務省）
- ② 法人企業統計調査において調査票の督促及び欠測値の補完の改善方法を検討し、実施する。（財務省）
- ③ 法人企業統計調査の四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1次QE推計に間に合うように早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ、試験的な調査を平成 31（2019）年度から実施し検証する。また、内閣府と協力し、同結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。（財務省、内閣府）
- ④ 四半期別法人企業統計調査の資本金 1,000 万円から 2,000 万円までの階層において、母集団名簿を精査していくとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出について検討する必要がある。（財務省）

- ⇒ ■ 設備投資のサンプル断層調整後の公表については、本年度中に結論としており、結論を見てから次期基本計画の取扱いを決定。<P>
- その他の課題については、担当府省が具体的実施時期を明示し、その適否を後に本部会で判断することを条件にたたき台のとおりです。特に、②、③については、次期 SNA 基準改定までに目途を立て、遅くとも次期基本計画の期間内に前進的な結論を得る期限としたい。<P>

2. 毎月勤労統計

（資料で示した「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」のたたき台）

- ① ローテーション・サンプリングの導入については、本委員会の方向性に沿った変更であり、適当。
- ② 継続標本による参考指数の作成も平成 30 年 1 月分調査から公表されることから、実施済み。
- ③ 母集団情報については、平成 30 年 1 月分調査から事業所母集団データベースに変更する予定であり、実施済み。

<基本的な考え方>

- 毎月勤労統計調査については、平成 34 年 1 月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け着実に進める。また、その結果公表については、移行期間である旨の説明を入れる等利用者の混乱を招かないよう努める。（厚生労働省）

⇒ ■ たたき台のとおりです。

- ただし、母集団を事業所母集団情報データベースの年次フレームに変更することに対応した標本抽出方法や復元方法の工夫に留意する必要がある。

3. 建設総合統計、建築着工統計、建築物リフォーム・リニューアル統計

(資料で示した「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」のたたき台)

- 建設総合統計の課題(=公共工事出来高と決算書の整合性確認、公的資本形成についてQEとGDP年次推計とのかい離原因検証)については、平成29年度中に実施の予定としているため、次期基本計画の課題からは除外する。
- 建築着工統計については、平成27年度施行状況報告審議において指摘している事項(=外れ値等への対応、補正調査の精度向上等)。平成29年度から着手するとされているので、30年度以降に係る課題のみ次期基本計画に掲載。
- 建築物リフォーム・リニューアル調査については、平成28年度調査から調査事項の変更(=改装・改修工事と維持・修理工事を分けて投資額を把握)は反映されている。

<基本的な考え方>

- 建築着工統計の補正調査においては、標本設計の見直し、データの精査の徹底等により精度向上を図る。また、補正調査の結果が建設投資に関する実態を把握するものとなってきているため、調査名及び目的の見直しについて検討する。(国土交通省)
- 建築物リフォーム・リニューアル統計の産業連関表及び国民経済計算への反映を行う。国民経済計算への反映について遡及期間及び遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整を進める。また、建築物リフォーム・リニューアル調査の公表時期については、少なくとも四半期別GDPの2次速報の利用に間に合わせるよう努める。(国土交通省、内閣府、産業連関表作成府省庁)

⇒ ■ 建設総合統計に関連する課題については、検証の結果、さらなる改善に向けた取組が必要となる場合も考えられることから、その検討も含めて次期基本計画の課題とする方向。〈P〉

- その他の課題については、担当府省が具体的実施時期を明示し、その適否を後に本部会で判断することを条件にたたき台のとおりです。

4. 訪日外国人消費動向調査

(資料で示した「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」のたたき台)

- 訪日外国人消費動向調査については、平成28年度に試験調査を実施し、その実施結果を基に平成29年度に実施する調査で都道府県別表章ができる規模に変更の予定であるため、すでに対応済みとする。

⇒ ■ 今回の変更は、都道府県単位の消費動向を調査するために行われるものであるが、現在の日本における観光の位置づけを踏まえると本統計が将来的にも重要な統計と考えられることから、予備調査を踏まえた見直し後の調査(平成30年1-3月期分から実施)の結果についても引き続き注視していく。その観点から、観光庁において精度向上の取組みが継続的に行われるよう、次期基本計画に盛り込む方向。〈P〉

(以上)

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
民間企業設備投資・民間在庫投資	<p data-bbox="515 264 1014 296"><法人企業統計調査> (財務省、内閣府)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="515 323 2112 387">① 調査のオンラインシステムと会計ソフトとの連携等により調査負担を軽減し、回収率の向上と集計事務の迅速化を図る。(2019年度から実施) <li data-bbox="515 419 1317 451">② 督促、欠測値の補完方法の改善を図る。(2016年度から検討) <li data-bbox="515 483 2112 619">③ 四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1次QE推計に間に合うように早期化を図る。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。(2016年度から検討。2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う) <li data-bbox="515 651 2112 754">④ 四半期報の早期化を前提に、研究開発投資を調査項目に追加する。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。(2016年度から検討。2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う) <li data-bbox="515 786 1368 818">⑤ 設備投資のサンプル断層調整値を公表する。(2016年度中に結論) <p data-bbox="1160 842 1462 874">現行基本計画の該当項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="515 898 2112 962">⑥ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。(平成28年度末までに結論を得る)
これまでの統計委員会の意見	<p data-bbox="365 1023 1178 1054"><平成26年度施行状況報告審議(未諮問基幹統計に関する審議)></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="365 1086 2112 1150">○ 本統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数にかい離があるため、今後、このかい離の要因を関係省庁と連携して詳細に検討する必要がある。(平成29年3月末までに結論) <li data-bbox="365 1182 2074 1214">○ また、社会保障・税番号制度の導入後、法人番号を利用することによる正確な企業数の把握についても検討の範囲内に入れる必要がある。 <li data-bbox="365 1246 2112 1310">○ 売上高による層化抽出は、中小企業部分の精度向上に資する可能性があるため、売上高の情報を把握している事業所母集団データベースと本調査の母集団のかい離の要因解明を行った後、売上高や雇用者数等による層化抽出について検討する必要がある。(平成29年3月末までに結論) <li data-bbox="365 1342 2112 1406">○ 統計精度向上のために標本数を増加させることについては、予算や人員の増加も必要となるため、改善される精度との費用対効果を含め、慎重ながら前向きに検討する必要がある。特に規模別に異なる会計制度の変更があった場合には、統計精度の向上及びユーザーの利便性を考慮し

	<p>た調査項目の変更が望まれる。(平成28年度から検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ローテーション・サンプリングの効果については、現時点で把握可能なデータによる検証によれば、断層の縮小に一定の効果があると判断できるが、データの蓄積を図り引き続き検証を行うことが必要である。(継続実施) ○ 標本替えの一層の分割・逐次化については、この検証結果も踏まえつつ、費用対効果を含めて検討していく必要がある。(断層を調整した計数の推移等を踏まえ、平成28年度から検討) ○ 標本入れ替えに伴う断層を調整した計数の参考提供については、継続標本のみを用いた計数の参考提供も含め、ユーザーの意見を聞きながら、積極的に対応を検討する必要がある。(平成28年度中に結論) ○ 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合では、データの意味が異なるので、両者を区別して把握する必要がある。(平成28年度から検討) ○ 欠測値補完については、精度向上に向け更なる手法の改善が必要である。その一方策として、日銀短観などで採用されている方法など、他統計の事例を研究するとともに、本統計で調査している各種財務諸表との会計上の整合性も考慮した上で、学識経験者等の意見も聞きつつ、検討する必要がある。(平成28年度から検討) ○ 調査票の回収率については、オンライン調査の推進や電話督促業務の外部委託の全国展開など様々な取組を通じて、改善している点は評価できるものの、更なる督促方法の改善などを通じて、引き続き回収率向上に取り組むことが重要である。(継続実施) ○ 研究開発費を調査項目とすることについては、2008SNA導入後の動向を注視しつつ、他統計との役割分担も考慮し、今後、国民経済計算を所管する内閣府等の関係府省と意見交換をしながら、その可能性について検討する必要がある。(平成28年度から検討) ○ 季節調整値の公表については、十分なデータ蓄積が行われ、計測・公表がしやすい指標について、積極的に検討する必要がある。(平成28年度から検討)
<p>各種研究会等での指摘</p>	
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 開発業者が法人企業統計調査のオンラインシステムに対応した会計ソフトを開発しやすくなるような方法等について、今後検討予定。(財務省) ② 督促及び欠測値の補完方法の改善について、今後検討予定。(財務省) ③ 2019年度からの試験的な調査に向けて、財務省において具体的な調査方法等について今後検討予定。 <p>試験調査の結果を受けて、内閣府において同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、財務省において本</p>

	<p>格的な調査に移行するかどうか検討。(財務省、内閣府)</p> <p>④ 四半期報の早期化と併せて、2019年度からの試験的な調査に向けて、財務省において具体的な調査方法等について今後検討予定。</p> <p>試験調査の結果を受けて、内閣府において同結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、財務省において本格的な調査に移行するかどうか検討。(財務省、内閣府)</p> <p>⑤ 法人企業統計調査の主要項目である「売上高」、「経常利益」及び「設備投資」について、「継続標本のみを用いた計数による前年同期比増加率」を参考提供すべく検討中。(財務省)</p> <p>⑥ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計調査で使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、売上高に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査の母集団名簿と事業所母集団データベースには法人数のかい離が生じているため、当省において、法人企業統計と経済センサスの名簿のマッチングを行ったところ、資本金1億円以上については大部分の法人が一致したが、資本金1億円未満については大きくかい離していることが判明した。かい離の要因解明については、総務省において平成31年度から、新たな経済センサスー基礎調査として、プロファイリング活動及びローリング調査が毎月定期的に実施される予定であることから、この調査結果を踏まえて検証していくこととしたい。(財務省)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ ⑤については、2016年度中に結論を得るとされているので、次期基本計画の記載はしない。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 法人企業統計調査のオンライン調査システムと会計ソフトとの連携等により回答者負担を軽減し、調査票の回収率の向上と集計事務の迅速化を図る。(財務省)</p> <p>② 法人企業統計調査において調査票の督促及び欠測値の補完の改善方法を検討し、実施する。(財務省)</p> <p>③ 法人企業統計調査の四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1次QE推計に間に合うように早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ、試験的な調査を平成31(2019)年度から実施し検証する。また、内閣府と協力し、同結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。(財務省、内閣府)</p> <p>④ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層において、母集団名簿を精査していくとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出について検討する必要がある。(財務省)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
雇用者報酬	<p><毎月勤労統計> (厚生労働省)</p> <p>① 2020年からのローテーション・サンプリングの導入に向けて着実に準備を実施する。(統計委員会の答申を得て、2018年より実施)</p> <p>② 継続標本による参考指標を作成し公表する。(同上)</p> <p>③ 標本抽出に事業所母集団データベースを用いる。(同上)</p>
これまでの統計委員会の意見	<p><平成26年度統計法施行状況報告審議></p> <p>① 第一種事業所について、調査期間を3年1か月とし、1年ごとに3分の1の標本を入れ替えるローテーション・サンプリングの導入に向け、都道府県を始めとした実査に係る関係機関との調整及び必要な予算の確保に向けて取り組む必要がある。</p> <p>② 平成30年1月をめどに開始する第一種事業所のローテーション・サンプリングへの経過的な移行に向け、経過措置も含めた具体的な移行のスケジュールや事業所母集団データベースの使用も含めた詳細な調査設計を検討することが必要である。</p> <p>③ ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。</p> <p><諮問第97号の答申> (平成29年1月27日) 今後の課題</p> <p>○ 調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制 (保存責任者及び保存期間) について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>1 平成32年1月分調査から、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入 (30人以上事業所)</p> <p>平成34年1月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け経過措置を実施。(①関係)</p> <p>2 平成30年1月分調査から、母集団情報に事業所母集団データベースを利用。(③関係)</p> <p>3 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえ、平成30年1月分調査から、常用労働者の定義を変更。</p>

	<p>4 全国調査及び特別調査の調査票情報の電磁的記録媒体の保存期間を、「永年」に変更。</p> <p>5 ローテーション・サンプリングの導入を踏まえ、平成32年1月分以降、標本入替え時における新旧指数をそのまま継続。</p> <p>6 交代しない事業所のデータを用いた継続指数を作成。(②関係)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>① ローテーション・サンプリングの導入については、本委員会の方向性に沿った変更であり、適当。</p> <p>② 継続標本による参考指数の作成も平成30年1月分調査から公表されることから、実施済み。</p> <p>③ 母集団情報については、平成30年1月分調査から事業所母集団データベースに変更する予定であり、実施済み。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 毎月勤労統計調査については、平成34年1月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け着実に進める。また、その結果公表については、移行期間である旨の説明を入れる等利用者の混乱を招かないよう努める。(厚生労働省)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	<p>○ 平成29年度中に実施のものについては、次期基本計画に記載しない。</p>

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
<p>公的固定資本形成、総固定資本形成・住宅投資</p>	<p><建設総合統計> (国土交通省、内閣府)</p> <p>① 公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認する。(2017年度中実施)</p> <p>② 公的資本形成について、QEとGDP年次推計との乖離の原因について検証を行う。(2017年度中実施)</p> <p><建築着工統計> (国土交通省)</p> <p>③ 工事費予定額の定義の明確化と周知による報告の正確性向上。(統計委員会における審議を踏まえ、2017年度以降、段階的に実施)</p> <p>④ 異常値、外れ値への対応の徹底。(同上)</p> <p>⑤ 工事費予定額と完成工事費との乖離を調査する「補正調査」の精度向上とその公表。(同上)</p> <p><建築物リフォーム・リニューアル統計> (国土交通省、内閣府)</p> <p>⑥ 調査基準期間を半年から四半期に変更するとともに、SNAで固定資本形成に含まれる「改装・改修工事」と、中間消費に含まれる「維持・修理」に分けて調査し公表する。(2016年度より新調査を実施し、公表)</p> <p>⑦ 遡及系列を作成し、公表する。(2019年度予定の平成27年度産業連関表に反映の上、2020年度目途に予定されている次回のSNA基準改定に反映できるよう実施)</p> <p>⑧ 上記⑥の新調査による結果の蓄積を得て、SNAへの反映に際しての手法や影響、課題について検討を行う。(2018年度までに実施)</p> <p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。</p> <p>なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。(平成27年度末までに結論を得る)</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p><平成27年度統計法施行状況報告審議結果 建築着工統計></p> <p>○ 補正調査の標本設計について、工事費予定額の金額階層別に抽出し、一定額以上の建築工事は全数調査とするなど標本設計を抜本的に見直す必要がある。(平成29年度から検討)</p> <p>○ 調査票段階における誤りの防止対策を徹底するための方策を検討する必要がある。また、結果に誤りがあった場合は、速やかに遡及訂正する</p>

	<p>ことが必要である。(平成29年度中に実施し継続実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票のオンライン回答率の向上を図るため、引き続き、オンラインによる回答に移行する方策を推進することが必要である。(継続実施) ○ 補正調査の結果が、建設投資に関する実態を把握するという、より大きな意味を持ってきているため、補正調査の目的・名称の見直しを検討することが必要である。(平成29年度から検討) ○ 補正調査の結果をウェブサイトで公表する必要がある。その際には、床面積ベースの工事实施率、工事単価補正率についても広く公表することが必要である。(平成29年度から検討) ○ 利用者の理解促進のために、(1)「建築工事費予定額」などの用語の定義の明確化、及び(2)統計作成方法などの解説の充実、が必要である。(平成29年度から検討) ○ 補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある。(平成29年度から検討) <p><平成27年度統計法施行状況報告審議結果 建築物リフォーム・リニューアル統計></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本調査の現状の公表時期では、四半期別GDP速報での利用に間に合わない。今後、必要に応じて速報値を公表するなど、少なくとも2次速報の利用に間に合わせるように努める必要がある。 ○ 今後も、国民経済計算への反映に向けて内閣府と連携するとともに、建築物への投資額の把握に努めていただきたい。
<p>各種研究会等での指摘</p>	
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p><建設総合統計></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2017年度中に整合性を確認予定。(国土交通省) ② 2017年度中に、公的固定資本形成について、建設総合統計により推計したQEと、政府の決算書等により推計した年次推計の比較、検証を行う。(内閣府) <p><建築着工統計> (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 工事費予定額の定義については、定義の明確化と周知を図る。

	<p>④ 異常値、外れ値については、システムチェックで検出し確認を行っているが、今後も確認の徹底を図る。</p> <p>⑤ 補正調査については、冊子のみの公表であったが、インターネットでの公表も開始する。また、標本設計の見直し等も行い精度向上を図る予定。</p> <p><建築物リフォーム・リニューアル統計></p> <p>⑥ 平成28年度調査から以下の見直しを実施。(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準期間を半年から四半期に変更 ・ 国民経済計算及び産業連関表へ反映するため、改装・改修工事(資本形成部分)と維持・修理工事(中間消費部分)に項目を分けて投資額を把握 ・ CO₂削減等環境負荷低減など住宅施策等の適切な推進に寄与するため、省エネルギー工事の部位別工事内容の把握 ・ 本調査と建築着工統計調査との重複部分を把握するため、建築工事届提出の有無についての項目を追加 ・ 統計精度向上のため、調査対象者のうち、年間完成工事高の大きい特定の業種は全数調査。また、大規模工事(住宅2千万円、非住宅2億円以上の工事)については、全ての個別工事の内容を調査 <p>⑦ 国民経済計算等への反映については、見直し後の調査により得られるデータの蓄積が必要であることから、遡及期間及び遡及推計方法等の具体的事項について、引き続き関係府省庁間で調整予定。</p> <p>⑧ 国民経済計算の次回基準改定での実現に向け、2016年度以降開始された新調査の結果を踏まえ、2018年度までに、国民経済計算への反映に際しての推計手法や、計数への影響、推計上の課題について検討を行う。(内閣府)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設総合統計の課題については、平成29年度中に実施の予定としているため、次期基本計画の課題からは除外する。 ○ 建築着工統計については、平成27年度施行状況報告審議において指摘している事項。平成29年度から着手するとされているので、30年度以降に係る課題のみ次期基本計画に掲載。 ○ 建築物リフォーム・リニューアル調査については、平成28年度調査から調査事項の変更は反映されている。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築着工統計の補正調査においては、標本設計の見直し、データの精査の徹底等により精度向上を図る。また、補正調査の結果が建設投資に関する実態を把握するものとなってきているため、調査名及び目的の見直しについて検討する。(国土交通省) ○ 建築物リフォーム・リニューアル統計の産業連関表及び国民経済計算への反映を行う。国民経済計算への反映について遡及期間及び遡及推計

	方法等の具体的事項について関係府省間で調整を進める。また、建築物リフォーム・リニューアル調査の公表時期については、少なくとも四半期別GDPの2次速報の利用に間に合わせるよう努める。(国土交通省、内閣府、産業連関表作成府省庁)
備考(留意点等)	

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
訪日外国人消費動向調査	○ 都道府県別の訪日外国人旅行消費額を把握するために標本規模を拡大する。 (2016年度に予備調査を実施し、2018年から本格調査を行う。)
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	○ 平成28年10月～12月の間で訪日外国人旅行者の消費動向を都道府県別で明らかにする試験的な調査として訪日外国人消費動向地域調査平成28年予備調査を実施。その実施結果を平成30年1月～3月期の訪日外国人消費動向調査に反映する予定。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	○ 訪日外国人消費動向調査については、平成28年度に試験調査を実施し、その実施結果を基に平成29年度に実施する調査で都道府県別表章ができる規模に変更の予定であるため、すでに対応済みとする。
備考(留意点等)	

国民経済計算体系的整備部会の開催日程

第1回 平成29年3月10日(金) 16:00~18:00

(場所:総務省第2庁舎 6階 特別会議室)

(住所:東京都新宿区若松町19番1号)

(主な審議事項)

1-3 法人企業統計調査

1-4 建設総合統計

1-5 建築着工統計

1-6 建築物リフォーム・リニューアル統計の改善

1-8 訪日外国人消費動向調査

1-16 毎月勤労統計

第2回 平成29年3月29日(水) 15:00~17:00

(場所:中央合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室)

(住所:東京都千代田区霞が関3-1-1)

(主な審議事項(予定))

○経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備

(1-9 サービス統計全般(体系的整備)、1-10 サービス統計全般(内容充実)、

1-12 企業統計全般を含む。)

○国民経済計算と産業連関表の関連課題

(1-17 産業連関表、1-18 産業連関表、国民経済計算を含む。)

1-11 生産物分類

第3回 平成29年4月19日(水) 9:30~11:30

(場所:調整中)

(主な審議事項(予定))

Ⅱ. GDP統計の加工・推計手法等の改善

1-1 家計調査

1-2 家計消費状況調査

1-7 国際収支統計

1-13 消費者物価指数

1-14 企業向けサービス価格指数

1-15 既存統計で捕捉できていない価格の把握

<以降の日程は未定>

- 注1 上記の番号付の審議事項は、「統計改革の基本方針」別紙の事項
- 2 統計改革推進会議から追加があった場合は、その時点で審議事項追加
- 3 審議の状況を踏まえて予備日を追加する可能性
- 4 効率的な審議に資するためTFによる議論の可能性